

## 会議の公開等の方法（案）

大池系発電所の水利使用に係る検討協議会要綱第6条に基づく、会議の公開等の方法について、以下のように定める。

### 1 協議会の公開

- (1) 協議会は、原則として公開とし、一般の方の傍聴を認める。ただし、個人のプライバシーに関する事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶおそれがある場合などは、その一部又は全部を非公開とする。
- (2) 協議会での発言は委員と事務局のみとし、一般傍聴者の発言は認めない。ただし、一般傍聴者からの会議の内容に関する質問や意見等については、協議会終了後、事務局において対応する。
- (3) 審議の円滑な進行を図るため、報道機関及び一般傍聴者による撮影については、会長あいさつまでとする。

### 2 協議会資料の配布

- (1) 協議会資料は、原則として一般傍聴者を含めて全ての協議会参加者に配布する。ただし、貴重種の生息場所が特定できる資料などは配付しない。

### 3 報道機関の取材への対応

- (1) 記者会見は、協議会を公開することから原則として行わない。ただし、会長が必要と認める場合は、会長による記者会見を行う。

### 4 協議会の傍聴

- (1) 一般傍聴者からの傍聴の申込みの受付は、当日行うものとする。
- (2) 受付は申込順とし、会場に余裕がある場合傍聴を認める。
- (3) 協議会の開催案内は、原則として県のホームページへの掲載により行う。
- (4) 傍聴人が、会議の運営を妨げる行為をしたときは、会長の指示により退席させることができる。